

## 『地域猫』活動における「対話」の構築過程 —横浜市磯子区の事例より—

加藤 謙 介

(大阪大学大学院人間科学研究科)

### 【要 約】

本研究では、コミュニティにおけるコンフリクトを解消するための「対話」の特徴について、横浜市磯子区において実施されている『地域猫』活動を事例として取り上げ、検討を行った。磯子区では、地域の野良猫問題への対策として、住民が話し合いを通して猫の飼育方法に関するガイドラインを作成・遵守し、地域住民と猫との共生を果たしている。

本稿では、これらの取り組みを、猫をめぐる社会問題の構築過程として捉え、検討を行った。具体的には、ガイドライン制定のための住民集会の議事録、ガイドライン制定前後に推進団体が発行したニューズレターを分析した。

分析の結果、ガイドライン制定前の住民集会の議事録には、「『地域の問題』としての野良猫問題」という社会問題が構築される過程が見出された。一方、ガイドライン制定後は、『地域猫』活動を行うボランティアの紹介等を通して、周辺住民の視点が示され、『地域猫』をめぐる「問題」の再構築が行われたことが示された。

### 【キーワード】

地域猫, ボランティア, 対話, 社会問題の構築

#### 1-1 はじめに：都市における人と動物の共生<sup>1)</sup>をめぐって

近年、都市における動物との共生について、様々な問題が指摘されている。特に、ペットと人間との関係については、その飼育方法をめぐって、しばしばトラブルが発生している。人と動物の関係に関する研究の概説書にも、都市でペットを飼育することをめぐる問題の具体的な事例が挙げられている(例えば、Katcher & Beck, 1983; Beck & Katcher, 1996)。例えば、BeckとKatcher(1996)は、「都市に暮らす犬」という章題で人畜共通感染症の対策、ペット飼育をめぐる法律の整備、公園などの環境整備、ペットを多頭飼育する「動物中毒者」の問題、ペット問題に関する衛生局と動物愛護団体の意義・重要性などを議論している。

---

受稿日：2005年 9月27日

受理日：2005年 11月15日

加藤 謙介

都市におけるペット飼育は、マンションのような集合住宅におけるトラブルの事例が多い（例えば、片桐, 1992, 1993）。これらの事例では、分析対象はしばしばマンションの敷地内における飼育動物の管理が問題となっており、当該マンションを含む地域内で発生するであろう様々な問題については、明示的に取り扱われていない。また、分析の対象として、主に集合住宅の管理をめぐる法的問題に焦点が当てられることが多い（例えば、宮田, 2001; 長尾, 2001）。

法的な観点以外から研究を行った数少ない例として、新島（2002）が挙げられる。新島は、ペット飼育禁止のマンションにおいて、ペットを飼育している飼い主たちが直面する苦悩について、主に「社会問題の構築」を理論的な基礎として議論を行っている。しかし、この研究は、ペット飼育者の苦悩に焦点が当てられており、ペット飼育者と非飼育者との間で生じるコンフリクトやその解消については、直接的には検討されていない。

こうした状況は、人間の側から見た問題だけでなく、ペットにとっても問題となっている。それが、ペットの殺処分問題である（例えば、宇都宮, 1999）。飼い主がペットを遺棄する理由は様々であるが、いずれにしても、人間の都合で動物の生命が奪われているという事態は看過できないであろう。また、実際に殺処分を行う行政職員らも、大変なストレスにさらされている（松浦, 2001）。

以上のように、都市におけるペット飼育は、人間・動物双方にとって、様々な問題を引き起こしている。これらの問題に対するとりあえずの対応として、例えば、BeckとKatcher（1996）は、「動物の重要性について人々を啓蒙」することや、「本質的な情報を活用して、命を尊ぶことの重要性を教えること」等を挙げている。この言説は誤りではないだろうが、ここには、ペット嫌悪派の声は含まれていない。こうした主張では、「動物は（人間にとって）良いものである」という前提が、（ペット擁護派によって）無条件に是として議論が進められており、都市におけるペット飼育をめぐるコンフリクトを解消するために不可欠な「対話」の姿勢が薄らいでいるように見受けられる。

こうした中、コミュニティ内でのペットをめぐる葛藤をうまく調整しながら、地域において、人と動物との「共生」を図ってきた事例がある。それが、『地域猫』活動である。『地域猫』について、その先駆事例である横浜市磯子区では、「のら猫をエサの管理、不妊去勢手術の徹底、フンの清掃、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、のら猫の数を今以上に増やさないで一代限りの生を全うさせることで周辺住民の認知が得られた猫のこと」と定義づけている。地域での猫の飼育方法についての取り決めである「磯

子区猫の飼育ガイドライン」(横浜市磯子区役所衛生課, 1999)では、地域で暮らす猫について、次の3つに分類している。

- (1) 飼育猫: 飼い主と居住場所が明確であり、主に特定の人からえさをもらい生活している猫
- (2) ホームレス猫: 特定の飼い主がなく、地域に住みつき人からエサをもらい生活している猫
- (3) 地域猫: ガイドラインに示されている「飼い主の遵守事項(ホームレス猫の場合)」に従って、地域で適切飼育管理された猫

要するに、『地域猫』とは、飼い主の不明確な猫(ホームレス猫)のうち、地域で飼い方を決めて世話をされている猫、のことを指す。磯子区では、1997年から様々な取り組みを行い、『地域猫』活動を展開している。

日本で最初の『地域猫』活動の立役者の1人でもある黒澤(1999)は、「野良猫を排除することで解決するのではなく、猫の問題は地域の問題であるとの共同認識を持ち、行政と地域住民が一体となって共生できるための各種活動を実施し、地域ぐるみで問題解決に取り組むことを、強く主張している。また、「地域の間人間関係をいかにスムーズにしていくかによって地域で動物と共生できるかどうかが決まってくる」「もっと地域で話し合い、ここに猫がいてもいいのではないか、この地区には動物がいてもいいだろう、という認識があれば、動物は人間社会と共生できる」とも述べている。いわゆる猫トラブルを、単に猫好きな人の飼い方の問題ではなく、地域の問題として捉え、解決を試みている点で、磯子区での実践は、大変興味深い事例であると言える。また、磯子区の取り組みは、地域における人と動物(ペット)の共生の先駆事例として評価され、『地域猫』活動は、全国各地で試みられるようになった(松浦, 2001)。

## 1-2 本研究の理論的観点

本研究では、都市におけるペット飼育の問題を、関係者の対話による社会問題の構築過程として捉え、検討を試みる。

中河(2001)は、社会問題の構築主義について、次のように簡潔に整理を行っている。「社会問題の構築主義は、社会問題を特定の社会の状態としてではなく、『問題な状態』を言及の対象にした、人々の告発や訴えかけや論争や探索や対処などなどの種々の活動として捉えることを提案した。(中略)「これこれの困った/ほうっておけない/容認できない/許せない/なんとかし

加藤 謙 介

なければならない／解決すべき……問題がある」というクレームの申し立て (claims-making) の登場が、そうした社会問題をめぐる活動の出発点となる」(中河, 2001, p.10)。

つまり、社会問題の研究対象を、「問題とされる状態」から「問題をめぐる活動」へとシフトすることを提案するのが、社会問題の構築主義である(中河, 1999, p.21)。この視点を都市における人と動物の関係の問題に当てはめてみよう。例えば、迷惑をかける飼い主が多いとか、ペットによって地域の美観が損ねられているといった、特定の状態によって「ペットをめぐる問題」が措定されるのではない。そうではなく、誰かによって「ペットのことで迷惑を被っている」というクレーム申し立てがなされて初めて、「ペットをめぐる問題」が存在するようになると見做す、というのが、構築主義による社会問題研究のスタンスである。

都市における人と動物との関係は、人々が、その関係に対してどのような意味づけを行うのかによって決定されると言える。言説を通じた意味生成こそが、ある問題を問題として構築することになるからである。そうであるならば、動物をめぐって、人々がどのような言説を交わし、人と動物の関係をどのような社会問題として構築しているのか、その過程を検討する必要があるだろう。また、そのための方法としては、関係する人々が発したクレーム申し立て活動を検討できる言説分析(赤川, 2001)が有効であろう。

本研究では、『地域猫』活動を、住民による社会問題(「ペット問題」)の構築過程として捉え、検討を試みる。具体的には、横浜市磯子区における『地域猫』活動を取り上げる。そして、住民たちが話し合いの結果生まれた「猫の飼育ガイドライン」の制定前後における、関係団体のドキュメントに現れた言説の特徴を抽出することで、『地域猫』がどのような社会問題として構築されたのかを考察する。さらに、この構築過程において重要な役割を果たすボランティアの活動をめぐる言説についても検討し、考察を試みた。

## 2 事例：横浜市磯子区における『地域猫』活動

### 2-1-1 磯子区における『地域猫』活動の経緯

まず、磯子区における『地域猫』活動の経緯について、松浦(2001)、横浜市磯子区役所衛生課(1998)を参考に整理をしてみよう。

磯子区の『地域猫』活動の立役者K氏が、区役所衛生課に着任した1994年頃から、野良猫に関する苦情が目立つようになった(横浜市磯子区役所衛生課, 1998)。これを受けて、同区では、1997年度より、「横浜市磯子区ホームレス猫防止対策事業」を開始した。97年度の事業は、「飼い猫の飼育申出手続

きの実施」、「猫の飼育アンケート調査の実施」、「『区民と考える猫問題シンポジウム』（ニャンポジウム）の開催」の3点であった。特に、「区民と考える猫問題シンポジウム」（以下、ニャンポジウム）は、『地域猫』活動の指針である「磯子区猫の飼育ガイドライン」制定の転機となった重要な事業である。詳細は後述するが、ニャンポジウムには、猫問題に関心を持つ地域住民が参加し、地域での猫飼育について激論が交わされた。この時の議論を通して、地域での猫飼育をめぐる様々な問題が明示化されることとなった。本研究では、このシンポジウム時に交わされた参加者の言説を主たる分析対象のひとつとしている。

98年度事業では、ニャンポジウムの報告書が作成・配布されるとともに、「磯子区猫の飼育ガイドライン検討委員会」が設置され、公募された区民9名、及び専門委員5名が、区内における猫飼育のガイドライン作成のため議論を行った。その結果、1999年3月10日付で、「磯子区猫の飼育ガイドライン」が制定された。

99年度には、ガイドラインが周知されるとともに、ガイドラインを施行するための組織作りが進められた。第1にガイドライン普及推進員の募集、第2に「地域猫実践グループ」の募集、第3に「磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会」の設立である。

2点目の「地域猫実践グループ」は、実際にホームレス猫へのエサやりや糞の始末等を担当する地域のボランティアグループである。3名以上の任意の集団がこれに認められ、様々な活動を行っている。当時は、13グループからの届出があった。

3点目の「磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会」は、磯子区獣医師会、町内会、保健指導員会の代表をはじめ、地域猫実践グループ、ガイドライン普及推進委員、賛同する市民からなる組織である。1999年8月2日の設立当初は40名が会員となっている。同協議会では、会員向けのニューズレターである「いそごにゃんねっと」を発行している。

これらの事業は、1999年度まで行われ、2000年度より、「動物と暮らすゆとりのある街づくり事業」に引き継がれている。

磯子区における『地域猫』活動の特徴は、以下の点にまとめられる。第1に、当事者らが、何度も対話を重ね、地域の猫問題について、「猫のトラブルは、猫好きだけでなく、地域住民全体の問題である」と位置づけるようになったことである。特に、『地域猫』飼育ガイドライン作成の準備段階から、地域での猫飼育を擁護する人々だけでなく、猫飼育の反対派の意見をも積極的に取り入れていたことが特徴的である。第2に、行政、特に保健所職員が中心

加藤謙介

となり、地域住民・獣医師・関係団体との連携を図った点である。特に、実際に『地域猫』としてノラ猫を世話するにあたっては、地域住民によるボランティア活動が重要な役割を担っている。地域での猫飼育に対して、住民たちが話し合いの機会を設け、相互に意見を交わし、猫飼育のためのガイドラインを作成していった過程は、まさに、住民によって、猫飼育問題という社会問題が構築されていったプロセスと見做することができるだろう。

### 2-1-2 磯子区猫の飼育ガイドライン概要

次に、横浜市磯子区で制定された「磯子区猫の飼育ガイドライン」の概要を整理してみよう（横浜市磯子区役所衛生課，1999）<sup>2)</sup>。「磯子区猫の飼育ガイドライン」は、「1 目的」「2 基本的考え方」「3 定義」「4 飼い主の一般的心構え」「5 猫の本能・習性・性質」「6 遵守事項」の6項目からなる。このうち、第6項目である「遵守事項」には、地域における飼育猫、ホームレス猫の世話についてのルールが定められている。特に、ホームレス猫に関しては、「飼育管理について」（小項目7）、「健康管理について」（小項目4）、「その他」（小項目1）の計12項目が設けられている。

『地域猫』活動に特徴的なのは、「飼育管理」に関する記述であろう。ガイドラインでは、「ホームレス猫の面倒を見ようという人は、できるだけグループや集団で役割分担しながら活動し、代表者を決める等責任の所在を明らかにして（中略）周辺住民の理解を求めるよう心がけること」、「エサ場は、周辺住民の一般生活上支障のない場所を決めて、その場所以外ではエサを与えないこと」等、「周辺住民」への配慮が明記されている。もちろん、猫の健康維持にも配慮が払われており、エサやりの方法に加え、別途「健康管理」についても取り決めがなされている。しかし、そこでも、猫のエサや糞尿によって「周辺住民」が迷惑を被ることがないように、注意がなされている。

このように、「磯子区猫の飼育ガイドライン」は、単に猫の世話についての取り決めがなされているだけではない。むしろ、『地域猫』活動を進めるために、直接猫の世話をしない、あるいは猫を嫌悪している「周辺住民」に対して、どのような配慮をすべきかに力点が置かれていると言える。

## 2-2 方法

磯子区の『地域猫』活動をめぐる問題の構築過程を検討するために、「磯子区猫の飼育ガイドライン」成立前後のドキュメントを取り上げ、そこで示されているクレームの特徴を整理した<sup>3)</sup>。

### 2-2-1 「区民と考える猫問題シンポジウム」報告書の内容分析

「区民と考える猫問題シンポジウム（ニャンポジウム）」は、磯子区役所衛生課の呼びかけにより、1997年6月29日・9月7日・11月30日の計3回開催された。シンポジウムには、呼びかけに応じて集まった猫問題に関心のある一般市民に加え、見学者として動物愛護団体関係者も参加した。また、「コーディネーター」として野毛山動物園園長、「パネリスト」として獣医、連合町内会代表、動物保護推進検討委員会メンバーが参加し、シンポジウムの進行役を務めた。各回、約2時間の議論が行われた。

報告書には、各回の発言内容が整理されているとともに、配布資料やガイドラインの雛形なども収められている。各回のドキュメントの分量は、第1回目のシンポジウム（以下、第1セッション）が約8,000字（6ページ：35桁×39行、写真2点）、第2回目（以下、第2セッション）が約12,000字（9ページ：ページ体裁同じ、写真3点）、第3回目（以下、第3セッション）が約16,000字（12ページ：ページ体裁同じ、写真3点）であった。本研究では、各セッションにおける発言の特徴を整理し、ガイドライン制定前に、どのような過程を経て「猫をめぐる社会問題」が構築されたのかを検討した。

### 2-2-2 「いそごにゃんねっと」の内容分析

磯子区での『地域猫』活動の関連団体が発行するニュースレターを検討した。具体的には、磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会発行の会報誌「いそごにゃんねっと」（B4版・裏表2ページ：Vol.1～Vol.12；2001年10月～2004年8月）を取り上げた。「いそごにゃんねっと」は、磯子区猫の飼育ガイドライン推進協議会に加入し、年会費を納めている会員約200名に対して配布されている。

本研究では、ニュースレターの見出し文・内容に含まれる言説の特徴を整理した。その上で、ガイドライン制定後に、関係者が「猫をめぐる社会問題」をどのように構築したのかを検討した。

## 2-3 結果

### 2-3-1 「区民と考える猫問題シンポジウム報告書」分析結果

「区民と考える猫問題シンポジウム」においては、『地域猫』をめぐる、セッションごとに、様々なクレームが提示された。以下では、特徴的な発言をセッションごとに整理し、各セッションにおけるクレームの特徴を、発言順にまとめた。発言内容の冒頭にある「〇〇氏」は、報告書に記載されている発言者の名前、その後続く丸括弧内の語句は、発言者の所属・地域などを表している。

加藤謙介

## 第1セッション（1997年6月29日）

第1セッションでは、まず、磯子区における猫飼育の現状報告、及び、「磯子区ホームレス猫防止対策事業」の主旨説明がなされた。磯子区保健衛生課より、事業の必要性・背景が資料として配布されるとともに、事業目的として、以下の説明がなされた。

「猫の飼い主に自覚と責任を持ってもらうと同時に、野良猫（ホームレス猫）に対する磯子区民の意見・要望を尊重し、排除することで猫問題を解決するのではなく、共生できるための各種活動を実施することによって、野良猫による様々な苦情や衛生上の問題を地域ぐるみで解決することを目的として、人と猫が快適に共生できる街づくりを目指します。」

続く意見発表の時間では、12名の発言者があった。冒頭で、パネリストが、以下のような発言を行い、地域の猫問題を考える際の枠組みを提示した。

太田氏（パネリスト）「猫の迷惑もちょっと考えればクリアできることがたくさんありますので、一緒に話し合いましょう。」

小柳氏（パネリスト）「(前略) まわりの地域の人に、理解を求める必要があります。猫の問題とされている糞、尿、鳴く、毛が飛ぶは、当然の行動であり、全く無くすことは無理でも少なくする努力はできると思います。そのためには、一人で頑張るのではなく、地域全体で何か事を起こしていかない 猫の存在に反対する人の意見も解らないでもないですが、何かを解決していかなくてはいけないので、前向きに考えていただきたいと思います。そして、今日のこの話し合いの内容を、近所の人に話して広げていただきたいと思います。(後略)

このように、シンポジウムの進行を担うパネリストは、猫問題への対応には、「地域全体で何か事を起こして」いかなければならないので、(猫が好きな人も嫌いな人も、ともに)「話し合いましょう」とのクレイムを提示している。これに対して、猫を好きな人からは、以下のようなクレイムが提示された。

K氏（上中里）「猫の嫌いな人は『エサをやるな。』と言う声がありますが、逆に『猫を飢え死にさせろというのか。』と聞きたいです。ホームレス猫もなりたくてなったのではなく、人が捨てたのが原因な

のです。地域の中でどのように彼らを生かすか、どうやって共存したら良いのかを考える必要があります。それには、行政の指導も必要であり、我々猫好きが隠れるようにエサをやってもダメで、行政と手を組んで猫と共存する方法、例えば汐見台地区の方法など大変良い解決策だと思えます。」

このクレームでは、猫の生命が焦点となり、猫のエサやりを批判する人々に対して、厳しい批判が行われている。一方、町内会の役員を務めている区民からは、猫を嫌う住民からの苦情の代弁が行われている。

H氏 (滝頭) 「町内会で『野良猫を何とかしてくれ。』という声が必ず出ます。要望書や保健所からのチラシを2回町内で回しましたが、苦情はいっこうに減らないです。町内に猫部長がおり、調査した結果平成7年12月に23匹いましたが、平成9年6月には全部首輪を突けた11匹になっていました。人間関係の問題と言われますが、猫は減っても苦情は減っていません。

保健所の人に言われて、町会の費用負担で不妊去勢手術をとという提案を役員会で図りましたが、『人の事もできないのに何で猫のことをやるのだ。』という意見が多かったです。やはり、子猫をどうするかを考えれば良いと思えます。」

M氏 (中浜町) 「町内の苦情をやらなくてはならない立場の人と動物の好きな人の立場が違うことを感じました。私は役員をやっているので、猫の苦情等困って保健所に相談したところ『子猫のうちに連れて来てほしい。』と言われました。みんな、私のところに持って来るが『ムゴイ人だとか、可哀想』と言われたことがあります。私は、用紙の口を捜すと言って預かりますが、保健所に連れて行くと末路は安楽死ですよね。そのジレンマに陥っています。町内の事をやっている人の立場も理解してほしいです。」

この2つのクレームには、「野良猫を何とかしてくれ」という、猫を嫌う人からのクレームが紹介されているとともに、「人の事もできないのに何で猫のことをやるのだ」という、町会で猫問題を考えること自体に否定的なクレームが示されている。最後に、パネリストから、このセッションのまとめの発言がなされた。

加藤 謙介

小柳氏「(前略) 獣医師としては、不妊去勢手術は別として特にできることはありませんが、思い込みの激しい人を解いていくことは、一番時間がかかり大事なことです。でも、誰かがやり始めないと何も変わって行かないと思います。みんなで話し合っていきましょう。」

太田氏「横浜市は日本中で猫行政が一番進んでいます。また、獣医師の意識も一番高いところです。みなさんの町は、かなりレベルの高いところにあるわけですよ。好きな人も嫌いな人も、それぞれ歩み寄りをしていただきたいと思います。」

以上のように、第1セッションでは、猫へのエサやりや不妊去勢手術などの必要性を訴える「猫擁護派」と、猫の糞尿等の被害に悩む「猫嫌悪派」との対立が鮮明になった。第1セッションでは、猫嫌悪派からの直接の発言は少なかったが、しかし、「猫嫌いの人の意見」としてのクレームの紹介がしばしば行われた。

シンポジウム冒頭で、この事業の主旨説明がなされ、パネリストは「地域の問題」として「猫問題」を捉えるよう発言を繰り返した。しかし、「猫擁護派」「猫嫌悪派」の2つのグループの意見は交わることなく、かえって相容れないクレームが並立する結果となった。パネリストは、両グループの「話し合い」「歩み寄り」を強調し、このセッションは終了した。

## 第2セッション (1997年9月7日)

第2セッションでは、冒頭で、第1セッションの討議内容の要約が配布されるとともに、第1回目のシンポジウムで浮かび上がってきた論点について、次の3点が示された。即ち、①捨て猫をしない、近所迷惑にならないで住む飼い方は？、②ホームレス猫を増やさないためには？、③人と猫と一緒に暮らしていくには？、の3点である。

続く意見交換の場では、15名から発言があった。パネリストからの発言後、地域の猫問題への対応を続けている住民から、以下のようなクレームがなされた。

Y氏 (氷取沢) 「(前略) 野良猫にエサを与えることを決心した時、2つのことを自分に課しました。1つは子どもを生まないように手術をすること。もう1つは、定期的にエサをやることでゴミあさり等の悪戯をさせないことでした。(中略) このような平和な時も

長くは続かず、マンションの管理組合から理事長名で野良猫にエサやり禁止のメッセージが各戸配布の印刷物、掲示物で示され、私は近所迷惑の非難の矢面にたたされるはめになりました。排泄物や臭いで困る人、鉢植えや車に悪戯をされて怒りをおぼえる人、ウロウロする姿だけで不快に思う人が予想以上にたくさんいたのです。私にはショックでしたが、エサを与えないことだけでは野良猫問題は決して解決しないのです。(中略) 私達の活動の中心を、猫好きの人も猫嫌いの人も共通して分かち合える目標、つまり手術によって野良猫の数を減らしていこうということ、今いる猫達とは何とか様々な知恵を出し合って共存できることを目指しました。(後略)」

このように、Y氏は、自らの経験を踏まえ、猫問題を考える際、「(猫が) ウロウロする姿だけで不快に思う人」が地域に存在することについて言及している。また、問題解決にはエサを与えるか与えないかではなく、「共通して分かち合える目標」として「手術によって野良猫の数を減ら」すことを掲げ、猫の数そのものをコントロールする必要があることを強調している。

また、パネリストと住民との間で、以下のようなやり取りもなされた。

太田氏 (パネリスト) 「下町と汐見台の団地では住む環境が違うのです。猫は同じですが受け止め方が違うとどこまで行ってもダメです。エサをやることは誰でもできるのですがフンや尿の状態まで配慮できる人は少ないです。だから下町では問題になるのですが、団地ではまだ植え込みや土等の自然があるので猫が自然に溶け込めるのです。(後略)」

H氏 (滝頭) 「(前略) 団地と町とでは、いつまでたっても同じと言ってしまったらテーマであるホームレス猫防止対策は必要ないと思います。私はいろいろな問題を何とか解決したいと思い、町会でいろいろ話をしています。いつまでも平行線ではないと思います。

磯子区では保健所が先にたってニャンポジウムや首輪の配布とかを積極的にやっているのです、こういうことの解決はやりやすいのではと考えています。決して平行しないで、いろんな面で私どもも考えて、みなさんの納得していく線でやっていきたいと思っています。」

加藤 謙介

H氏は、第1セッションで、地域住民からの苦情に苦慮する発言を行った人である。猫をめぐる住民間の対立に悩まされながらも、「いつまでも平行線ではない」「みなさんの納得していく線でやっていきたい」と、猫問題に関して住民同士の対話の継続を望むクレームを提示している。

一方で、地域で猫問題を考えること自体に対して、住民から以下のようなクレームがなされた。

I氏 (中浜町) 「うちの町内には公園が2つあり、第1公園に砂場を作ったらウンチがひどくて子供たちが遊ぶには汚いということで砂場を止めました。猫のために子供たちの遊び場が無くなっているのです。

また、エサをやる、不妊去勢手術をするなど結構税金を使っているはずですが。猫を可愛がるために血税を使うことに問題があります。(中略) 今日のように、日曜の休みの大事な時間に参加するのも、みんなお金がかかっているのです。」

このクレームでは、猫の糞被害によって子供の遊び場がなくなっているという具体的な苦情が示されるとともに、猫問題の解決のために時間・費用をかけること自体に対して批判がなされている。

このように、第2セッションでは、第1セッションでの討議内容を踏まえつつ、猫問題に対して、自らの経験を踏まえた具体的な内容を含むクレームが提示されるとともに、住民間での対話の継続の必要性が訴えられた。しかし、一方で、猫問題を地域で考えること自体に対する反論もなされるなど、住民間で合意が得られるには至らなかった。

### 第3セッション (1997年11月30日)

第3セッションでは、まず、行政(磯子区衛生課)から、これまでのシンポジウムの内容を踏まえ、猫問題の具体的な対策に関するプランが示された。具体的には、「餌やりを含めた猫の適切飼育の自主的なルール作りとその普及」「事業の実施に際しての地域住民の野認知・協力」「不妊去勢手術後のホームレス猫の保護と管理」「不妊・去勢手術を継続・推進するための資金の確保」の4点が課題として挙げられ、それぞれの解決の方向性が提示された。

行政からの発表に続き、14名から発言がなされた。意見発表の冒頭で、パネリストの一人から以下のような発言がなされた。

木村氏（パネリスト）「(前略) 保健指導員会としては、猫と共生するためのルールを決めたいのですが、そのためには地域問題として認知する必要があり各地区での状況は随分違います。やはり行政が取り上げたのを皮切りに、連合会や町内会でいろいろ話されていくと良いと思います。

野良猫という名ですが、『地域の猫』として考えていければ良いと思います。(後略)」

この「地域の猫」という表現は、続く発言に影響を与えることとなった。その後のやり取りの中では、猫の飼育だけでなく、猫擁護派と猫嫌悪派とのコミュニケーションなど、地域の問題に関する発言が続いた。

H氏（滝頭）「(前略) 問題なのは、飼っている方と飼っていない方とのコミュニケーションだと思います。(中略) 今日のテーマは、猫問題のよりよい解決方法とのことですが、不妊去勢手術とかエサやりとかの問題ではなく、どうしたら猫と共生できるのか、どうしたら町全体が健康で環境の良い、明るい、清潔な町になるのかということをよく話し合うことだと思います。(後略)」

松倉氏（獣医師）「猫の問題は都市において初めて発生した問題であり、田舎そのものが自然ですから田舎では発生しないことなのです。(中略) そもそも都市というのは人間が全て管理するためにできた所なのです。(中略) そして猫そのものが、先程の地域猫という素晴らしい言葉をおっしゃいましたが、犬と違ってもともと管理しにくいものなのです。そもそもそういう動物なのです。(中略) 私は猫がいてもいいと思います。だいたいこの問題は、動物に譲歩を求めることができないのです。私達は動物に譲歩を永遠に求め続けてきたのですから。だったら少しくらい、いいではないですか。(後略)」

Y氏（氷取沢）「(前略) 地域の問題だとおっしゃいましたが、猫の問題を考えると自分はどういう地域に住みたいかということに深くかかわってくると思います。私も獣医の先生と同じで猫がいてもいいと思いますが、そう思っていない人も多いから問題が大きくなっていくのです。だから私達は、その人達と対立するのではなく、私達のできることをどんどんやっていき、糞を拾っ

加藤 謙 介

たりゴミを拾ったりしながら、何かやわらかいものを地域の中に生み出していったらどうでしょう。(後略)」

H氏「飼っている人がみんな糞をすぐに取り除けばいいのですが、町内で十数匹もエサをやっている人がいて、一度も掃除をしたことがないので、『たまには掃除した格好でもして下さい。』と言ったことがあります。そうすれば、あの人は猫にエサをあげているが掃除もちゃんとするという気持ちでお互いがコミュニケーションをとっていればこんな問題は起きないと思います。(後略)」

このように、第3セッションでは、行政が提示した案を踏まえ、猫問題を「地域の問題」として捉えようとするクレームが改めて行われた。ニャンポジウム内で「地域猫」という名称が用いられたのは、この第3セッションが最初であった<sup>4)</sup>。また、「地域猫」ということばを契機に、地域住民間のコミュニケーションや、「猫の問題を考えるということは自分がどういう地域に住みたいかということに深くかかわってくる」等、住民が住む地域そのものを議論の遡上に乗せるクレームが示された。

### 2-3-2 「いそごにゃんねっと」分析結果

「いそごにゃんねっと」の見出し文、及び、内容に含まれる言説の特徴を、以下の3点に整理した。

#### 『地域猫』活動の概要紹介

「いそごにゃんねっと」はガイドライン推進協議会発行のニューズレターであるため、『地域猫』活動の概要が紹介されるのは当然ではある。しかし、「磯子区猫の飼育ガイドライン」等の紹介に留まらず、「地域の問題としての『地域猫』」という主張が繰り返しなされている点が特徴的であった。

特に、Vol.5では「地域ねこ活動は街づくりー地域を味方につけるためにー」、Vol.9では「あなたのグループのネコは『地域ねこ』ですか？周辺住民に認めてもらえて、はじめて本当の『地域ねこ』!!」との見出しが掲げられ、ニューズレター紙面上でも、猫問題が地域全体で取り組むべき問題であることが強調されていた。

#### 猫被害に対する対応・対策の紹介

地域の野良猫被害を防ぐための対応・対策が紹介されていた。例えば、「不妊去勢手術の助成」(Vol.1, 4, 5)、「猫のエサやりの方法」(vol.4)、「猫のフン

問題」(vol2, 3, 5)「車への猫被害対策」(vol.2)等、具体的な対応策が紹介されていた。これらは、ニャンポジウムにおいて猫嫌悪派から提示された、猫問題の中心課題でもあった。

### 『地域猫』活動に関わるボランティア団体の活動紹介

磯子区内で活動するボランティア団体の活動概要が紹介されていた(Vol.6, 7, 10, 11, 12)。特にVol.12には、「いそごにゃんねっと」の編集委員でもあるボランティアY氏が寄稿し(見出し文:「どんな街に住みたいの?その答えの一つが『地域ねこ』でした。」、自身の活動の経緯、及び、自身の活動の特徴についての解説がなされている。

「いそごにゃんねっと」に掲載されたボランティアグループの活動紹介に関する言説で特徴的なのは、それぞれのグループが独自に行っている、ガイドラインには明記されていない活動も、『地域猫』活動の一環として紹介されている点であった。例えば、Vol.6に掲載されている「ラッキーキャットの会」の事例では、次のような紹介文が載せられていた。

「(ラッキーキャットの会代表のAさんは)お住まいの棟の前に花壇を作り、ねこハウスを置いて、ねこたちの世話をしています。花壇はミニ公園のような作りになっていて、いすやテーブルが置いてあります。『学校帰りの子どもたちやお年寄りがくつろげる、そんな場にしたいの。』とAさん。(中略)ねこばかりでなく、地域にすむ人々に対する暖かい思いが、(中略)『地域ねこ』を成功させたのでしょうか。」

この他にも、Vol.12に掲載されたY氏のグループの活動紹介では、「活動の4つの柱」(徹底した不妊去勢手術で、のらねこの数を抑え、増やさないようにする。エサやりを中心とした世話の仕方をルール化する。ねこ被害の中心である、排泄物への配慮をする。活動を地域に対してオープンにする)とともに、「活動を助けた『ウラ技』?!」として、「①模範的住民になってしまおう作戦」、「②クレームの先取り作戦」、「③おしゃれ作戦」の3点が挙げられている。例えば、「ウラ技①」では、具体的に以下のような表現がなされている。

「ご存知のように、『ねこおばさん』の評判は、芳しいものではありません(?)。変わり者扱いされることもしばしばです。そこで、私たちは、地域の信用を得るために、地域に喜ばれる活動を並行して行うことにしました。

加藤 謙 介

まず、地域全体を視野に入れたゴミ拾いです。(中略) また、自治会の行事などに積極的に参加し、役員の人たちとコミュニケーションする機会を大切にしました。そのうちに、地域の人たちから、お礼を言われるようになりました。ゴミを拾っている人が、ねこのこともやっている、そんな感じになりました。(後略)」

また、「ウラ技③」については、以下のような解説がなされた。

「地味で、長期にわたるこの活動を、いきいきとした、楽しいものにするために、『おしゃれ』は、欠かせない、と私は思います。活動に出るときの服装に気を配り、エサを入れる容器、エサを運ぶバスケットなども、センスの良い物を選び、自分も楽しく、しかも『なにか、ステキなことをやっている!』といった印象を与えられるようにと、考えてきました。(後略)」

「いそごにゃんねっと」に掲載された上記の記事は、ガイドライン制定後に、ガイドライン推進協議会の立場で、『地域猫』活動に関してなされたクレーム申し立てであるが見做すことができる。特徴としては、単にガイドラインの内容紹介や猫の世話の仕方に留まらず、猫被害への対策や住民による理解の重要性等、「周辺住民」とのかかわりを意識した内容になっていることが挙げられる。また、ボランティア活動の事例では、ガイドラインには明示されていない「地域との関わり方」が強調されていた。

### 3 考察：「対話の過程」としての『地域猫』活動

本研究では、横浜市磯子区の『地域猫』活動を、地域住民、行政職員等による社会問題の構築過程として検討した。その結果、活動の起点となった「磯子区猫の飼育ガイドライン」成立前後において、地域住民、及び、『地域猫』活動関連団体が発したクレームの特徴が明らかになった。ここでは、その言説の特徴を考察しよう。

ガイドライン成立前の「ニャンポジウム」では、地域の猫問題をめぐって様々な言説が交わされた。ニャンポジウムは、猫擁護派、猫嫌悪派、及びパネリストの3つのグループによるクレーム申し立ての場であり、その報告書は、社会問題の構築過程の記録であった。

第1セッション・第2セッションでは、猫擁護派と猫嫌悪派のクレームは対立したままかみ合わず、平行線を辿ったままであった。パネリストは一貫

して「対話の重要性」について訴えた。猫擁護派からは、「猫の生命」を訴えがなされ、対話によって解決を図るべき問題であると位置づけがなされた。一方、猫嫌悪派からのクレームとして、「猫による被害」が強調されるとともに、猫問題について「地域で取り上げるべき問題ではない」との言説が提示された。このように、第1・第2セッションでは、両派によって構築された問題は相容れないものであった。

しかし、第3セッションで、「地域の猫」「地域猫」という名称によって猫問題が語られるようになったことで、「猫」の問題から地域内での人間関係・コミュニケーションの問題へと内容が変化していった。これは、「地域猫」ということばにより、「猫問題」と「地域での対話」が不可分の問題として統合され、その結果、「対話の重要性」が問題の中核として位置づけられるようになったためであると考えられる。

このように、「猫の問題」を「地域の対話の問題」とする構築過程を経て、「磯子区猫の飼育ガイドライン」が制定された。興味深いのは、ガイドラインの文言に、「周辺住民」ということばが頻出することである。これは、猫飼育のためのルールであるガイドラインに、「地域での対話の重要性」が組み込まれたためであると考えられる。ニャンポジウムを通して構築された「地域猫」問題は、「地域での対話の問題」として、そのまま、ガイドラインとして成文化されたと言えるだろう。

一方、ガイドライン成立後に発行された「いそごにゃんねっと」もまた、『地域猫』活動をめぐる社会問題の構築過程の記録であると言える。ガイドライン推進協議会の会報誌においても、「周辺住民」は重要なキーワードとなっている。いそごにゃんねっとでは、「地域を味方につけ」、「周辺住民に認めてもらうことこそが『地域猫』活動において必須であることが、再三強調されている。また、猫被害に対する対応を随時掲載することで、「猫嫌悪派」のクレームを、ガイドライン推進協議会の立場から提示し続けた。

加えて、ボランティアによる『地域猫』活動の事例紹介もまた、新たなクレーム申し立ての過程であると考えられる。『地域猫』活動において、ボランティアは、実際に地域で猫の世話をし、いわば実働部隊として位置づけられている。その彼らの活動に関して、ニューズレターでの紹介文では、「花壇」、「模範的住民になる」、「おしゃれ作戦」等、一見、猫の世話とは関係ない内容の紹介もなされている。これは、ボランティアが『地域猫』活動を実践するにあたって、常に、「周辺住民」の視点を内在させた活動を行っている、というクレーム申し立てとして位置づけることができる。このようなボランティアらの活動事例紹介は、『地域猫』活動において「周辺住民」の視点を内

加藤 謙 介

在させる具体的な方法を示しつつ、『地域猫』活動をめぐる問題を、「地域での対話の問題」として再構築することに寄与していると考えられる。

本研究では、社会問題の構築主義の観点から『地域猫』活動を検討することで、磯子区の事例において、地域の猫問題が、「周辺住民」との「対話」の問題として構築される過程を明らかにすることができた。また、ガイドライン成立によって構築された「地域猫」問題は、成立時のまま固定されるのではなく、ニューズレターでのクレーム申し立てを通して再構築される過程を見ることができた。地域における人と動物の関係の問題を、地域での対話に開いたことこそ、磯子区の『地域猫』活動の特徴であり、成功の秘訣であろう。また、活動の中に「周辺住民の視点」を常に内在させ、ちょっとした工夫を重ねながら、『地域猫』活動を「地域での対話の問題」として再構築し続けたボランティアらの取り組みに関する言説は、『地域猫』活動を地域に開くために、きわめて重要な役割を果たしていると言えるだろう。

## 謝辞

本調査を行うにあたり、調査依頼・資料提供を快諾して下さった磯子区『地域猫』活動関係者の方々、並びに、調査にご協力頂いた、横浜国立大学教育人間科学部・安藤孝敏助教授、大阪大学人間科学部・銚川真琴さんに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

## 註

- 1) 「共生」という言葉は、本来は生態学に出自を持つが、現代ではその含意も用法も複雑多岐にわたり、本稿で扱う限界を超えている。本稿では、自然界にとどまらず、人間と自然、人間同士の関係も含めた語として「共生」を用いる。精緻な議論は機会を改めざるを得ないが、本稿では、井上(1998)を援用し、共生を、「他者たる存在との対立緊張を引き受けつつ、そこから豊かな関係性を創出しようとする営為」と位置づける。
- 2) 「磯子区猫の飼育ガイドライン」は、以下のウェブサイト上にも抄録されている。

<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/seikatsu/tikineko.html>

- 3) 本稿の審査の過程において、査読者から、もっと独自にデータを収集し、当事者の生の声を踏まえた分析が必要なのではないかとの指摘を頂いた。本研究では、主に数年前に生成された対話の構築過程を検討対象としたため、既存のドキュメントに頼らざるを得なかった。問題をめぐる対話の動態をより詳細に検討するためには、既存のドキュメントの分析だけでな

く、当事者へのインタビューや参与観察等の方法も必要となるであろう。筆者は、現在も横浜市での『地域猫』活動に対して調査を継続し、関係者に対するインタビューや活動への参与観察を重ねている。本研究での知見を踏まえた『地域猫』活動をめぐる対話の展開については、別稿にて考察を続けたい。

- 4) 「地域猫」という名称自体は、平成3年頃から、磯子区汐見台地区で実施されていた猫対策の取り組みにおいて、既に用いられていた。しかし、ガイドライン作成に当たっての議論の中で「地域猫」ということばが用いられたのは、ここでのクレームが最初である。

## 引用文献

- 赤川 学. 2001. 言説分析と構築主義 上野千鶴子 編 構築主義とは何か. 勁草書房. pp.63-83.
- Beck, A. and Katcher, A. 1996. *Between pets and people: The importance of animal companionship*. Purdue Press. 横山章光 監修・カバナーやよい 訳 あなたがペットと生きる理由:人と動物の共生の科学. ペットライフ社, 2002.
- 井上達夫. 1998. 共生 廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士 編 哲学・思想事典. 岩波書店. pp.343-344.
- 片桐善衛. 1992. マンションでのペット飼育をめぐって (一). 九州産業大学商経論叢 33 (3):25-75.
- 片桐善衛. 1993. マンションでのペット飼育をめぐって (二). 九州産業大学商経論叢 33 (4):129-158.
- Katcher, A. H., Beck, A. 1983. *New perspectives on our lives with companion animals*. University of Pennsylvania Press コンパニオン・アニマル研究会訳 1994 コンパニオン・アニマル:人と動物のきずなを求めて. 誠信書房.
- 黒澤 泰. 1999. 横浜市磯子区・地域猫(コミュニティ・キャット)のいる街をめざして. ヒトと動物の関係学会誌 4 (1):40-45.
- 松浦美彌子. 2001. 猫ちゃんを救え!:人にも猫にも優しい街づくりを提案. 人類文化社.
- 宮田勝重 2001 社会現象としての動物愛護法 法律時報, 73 (4):29-34.
- 長尾美夏子 2001 ペットをめぐる裁判例 法律時報, 73 (4):35-39.
- 中河伸俊. 2001. Is Constructionism Here to Stay?—まえがきにかえて— 中河伸俊・北澤 毅・土井隆義 編 社会構築主義のスペクトラム:パー

加藤謙介

スペクティブの現在と可能性. ナカニシヤ出版 pp.3-24.

中河伸俊. 1999. 社会問題の社会学:構築主義アプローチの新展開. 世界思想社.

新島典子. 2002. 「名乗り出ること」と「問題経験」:集合住宅でのペット飼主の場合. 現代社会理論研究 12:171-184.

宇都宮直子. 1999. ペットと日本人. 文春新書

横浜市磯子区役所衛生課. 編 1998. 区民と考える猫問題シンポジウム報告書. 横浜市

横浜市磯子区役所衛生課. 編 1999. 磯子区猫の飼育ガイドライン. 横浜市

# Constructing process of dialogues concerned with “community cats”:

A case study in Isogo ward, Yokohama city

KATO, Kensuke

(Graduate school of Human Sciences, Osaka University)

## Abstract

In this study, I investigated claim-making process concerned with cats-breeding in urban area. In concrete, I conducted documents analysis and examined changing process of several different claims.

In these days, pets-breeding has become a big social problem in urban area, Japan. The case of community cats in Isogo Ward, Yokohama city has come to public notice as pioneer to settle this problem. In this case, the residents, public servants, and veterinaries had symposium to discuss cat problem in their community, and instituted guideline to breed ownerless cats by the residents.

I examined documents before and after establishment of the guideline. The former is the report of this symposium, and the latter is newsletter of committee promoting the guideline. These documents were examined as claims-making process, and the features of claims in these documents were abstracted.

There are two characteristic claims in the report of symposium: cat-exclusion claims, and cat-protection claims. It was found that these two claims were mediated through this symposium, and the participants redefined cat problem as community problem. On the other hand, 3 characteristic claims were found in the newsletter. Those claims including neighbors' claims were made through volunteer activities.

**Key words** : community cats, volunteer, dialogues,  
constructionism on social problems